

第四十回国会
衆議院

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第十四号

昭和三十七年四月二十日(金曜日)
午前十時二十七分開議

出席委員

委員長 加藤常太郎君

理事 高橋 英吉君 理事 竹山祐太郎君
理事 丹羽高四郎君 理事 福永 一臣君
理事 島上善五郎君 理事 畑 和君

理事 堀 昌雄君

木村 公平君 首藤 新八君

田中 榮一君 中垣 國男君

永山 忠則君 林 博君

藤原 節夫君 松本 一郎君

太田 一夫君 山中日露史君

山花 秀雄君 井堀 繁男君

出席國務大臣

内閣總理大臣 池田 勇人君

自治 大臣 安井 謙君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君

警 視 監 新井 祐君

長(警察庁刑事局長) 新井 祐君

検 事 竹内 壽平君

自治政務次官 大上 司君

自治事務官 松村 清之君

自治事務局(選挙局長) 松村 清之君

委員外の出席者

自治事務官 中村 啓一君

選挙局選挙課 中村 啓一君

自治事務局(選挙局長) 中村 啓一君

自治事務局(選挙局長) 中村 啓一君

自治事務局(選挙局長) 中村 啓一君

自治事務局(選挙局長) 中村 啓一君

自治事務局(選挙局長) 中村 啓一君

自治事務局(選挙局長) 中村 啓一君

自治事務局(選挙局長) 中村 啓一君

自治事務局(選挙局長) 中村 啓一君

自治事務局(選挙局長) 中村 啓一君

自治事務局(選挙局長) 中村 啓一君

自治事務局(選挙局長) 中村 啓一君

自治事務局(選挙局長) 中村 啓一君

自治事務局(選挙局長) 中村 啓一君

自治事務局(選挙局長) 中村 啓一君

自治事務局(選挙局長) 中村 啓一君

その補欠として松本一郎君、藤原節夫君、木村公平君及び永山忠則君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員木村公平君、永山忠則君及び藤原節夫君辞任につき、その補欠として飯谷忠男君、薩摩雄次君及び荒松清十郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

理事青木正君同日委員辞任につき、その補欠として福永一臣君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

会社、労働組合等からの政治献金禁止に関する諸願外七件(本島百合子君紹介(第四一三六号))

同日

委員木村公平君、永山忠則君及び藤原節夫君辞任につき、その補欠として飯谷忠男君、薩摩雄次君及び荒松清十郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

理事青木正君同日委員辞任につき、その補欠として福永一臣君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

理事坂本泰良君同日理事辞任につき、その補欠として堀昌雄君が理事に当選した。

同日

を改正する法律案を一括議題といたし、本日、池田内閣總理大臣に対する質疑を行ない、總理大臣に対する質疑は、前回の理事会の協議により、二時間程度とし、これを自民党五十分、社会党五十分、民社党二十分程度にいたすこととなっており、その度、あらかじめ御了承願います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次これを許します。福永一臣君。

○福永(一)委員 今度の選挙法の改正にあたりましては、世間では、政府の改正案が選挙制度審議会の答申にだいぶ違ったことがあって、いわゆる尊重してないというふうな批判もあるようでございます。しかし、われわれはそうは思わないのでございまして、政府は相当に審議会の答申を尊重しておるのでございます。ただし、審議会の答申をよく見ますと、必ずしも実情にびつたり合った点ばかりではないのでございまして、のみならず、法理論上から申しましても不合理な点が発見されますので、これを当然手直しして政府案が出されたというところも認めるわけでありまして、その点で世間で非常に誤解を抱いて、ゆがめられたとか、あるいは尊重しなかつたという批評があるのだと思ひます。

それではどういふ点が不合理か、あるいは実情に即しないかということをお願い申し上げます。具体的に言うなら、高級公務員の立候補の制限とか、あるいはまた、連座規定において親

子、親族を連座せしめ、問答無用で、憲法で与えられている裁判上……(問答無用じゃないよと呼ぶ者あり)答申はそれだよ。裁判の手続なくして直ちに失格というふうなことが、答申案でございまして、そこでわれわれが憲法上、法の平等という意味において、何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪われるものではないという、この憲法によりまして、当然これは裁判を受けるように修正されておるわけでございます。なるほど審議会のメンバー、顔ぶれを見ますと、日本における学識と良識との最高峰であつて、この顔ぶれにも私は不足はないと思ひます。しかも六カ月にわたつて終始熱心に討議されて答申をされたということに對しては、その御苦労と御熱意に對しましては、私は感謝すべきであると思ひます。また同じく公明選挙、金のかかる選挙ということを目標にしている審議会、それはわれわれ当然——今日行なわれていた選挙が金がかつて公明を欠く、これは遺憾ながら認めざるを得ないので、この点では私は共通の考えを持つておるのでございますから、審議会に何もけちをつけるわけではございませんけれども、ただ審議会の過程において、審議会のメンバーの中にも憲法学者もあり、法律専門家もあつたのですが、今申しましたようになすこぶる憲法上疑義のあるような、あるいは立憲精神から申しましてちよつと不合理な点があるようなところも——これは聞くところによれば、相当に異議が出たのでございまして、

○加藤委員長 これより會議を開きます。この際、お諮りいたします。本日、理事でありました青木正君が委員を辞任されましたので、理事一名欠員となりました。つきましては、理事の補欠選任を行なわなければなりません。先例により、その補欠を委員長において指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、理事に福永一臣君を指名いたします。

○加藤委員長 公職選挙法等の一部を改正する法律案及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部

を改正する法律案を一括議題といたし、本日、池田内閣總理大臣に対する質疑を行ない、總理大臣に対する質疑は、前回の理事会の協議により、二時間程度とし、これを自民党五十分、社会党五十分、民社党二十分程度にいたすこととなっており、その度、あらかじめ御了承願います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次これを許します。福永一臣君。

○福永(一)委員 今度の選挙法の改正にあたりましては、世間では、政府の改正案が選挙制度審議会の答申にだいぶ違ったことがあって、いわゆる尊重してないというふうな批判もあるようでございます。しかし、われわれはそうは思わないのでございまして、政府は相当に審議会の答申を尊重しておるのでございます。ただし、審議会の答申をよく見ますと、必ずしも実情にびつたり合った点ばかりではないのでございまして、のみならず、法理論上から申しましても不合理な点が発見されますので、これを当然手直しして政府案が出されたというところも認めるわけでありまして、その点で世間で非常に誤解を抱いて、ゆがめられたとか、あるいは尊重しなかつたという批評があるのだと思ひます。

それではどういふ点が不合理か、あるいは実情に即しないかということをお願い申し上げます。具体的に言うなら、高級公務員の立候補の制限とか、あるいはまた、連座規定において親

子、親族を連座せしめ、問答無用で、憲法で与えられている裁判上……(問答無用じゃないよと呼ぶ者あり)答申はそれだよ。裁判の手続なくして直ちに失格というふうなことが、答申案でございまして、そこでわれわれが憲法上、法の平等という意味において、何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪われるものではないという、この憲法によりまして、当然これは裁判を受けるように修正されておるわけでございます。なるほど審議会のメンバー、顔ぶれを見ますと、日本における学識と良識との最高峰であつて、この顔ぶれにも私は不足はないと思ひます。しかも六カ月にわたつて終始熱心に討議されて答申をされたということに對しては、その御苦労と御熱意に對しましては、私は感謝すべきであると思ひます。また同じく公明選挙、金のかかる選挙ということを目標にしている審議会、それはわれわれ当然——今日行なわれていた選挙が金がかつて公明を欠く、これは遺憾ながら認めざるを得ないので、この点では私は共通の考えを持つておるのでございますから、審議会に何もけちをつけるわけではございませんけれども、ただ審議会の過程において、審議会のメンバーの中にも憲法学者もあり、法律専門家もあつたのですが、今申しましたようになすこぶる憲法上疑義のあるような、あるいは立憲精神から申しましてちよつと不合理な点があるようなところも——これは聞くところによれば、相当に異議が出たのでございまして、

ところが、最後の総会において、一気呵成に多数決できめられたといういきさつも聞いておる次第でございますから、この点において政府が多少手直し、修正をされて、政府案として提出されるのは、これは当然だと思ひますが、われわれ立法院にある者が、これをまたうのみにしてそのまま賛成をするわけにも参りませんので、われわれは当委員会において慎重審議、立法院の立場において十分に検討しておるところでございます。選挙法というのは、見れば見るほどむずかしいもので、これはなかなかややこしいものでございまして。しかし、われわれ候補者たらんとする国会議員にとりましては、全く人ごとではありません。法文の一言半句といえども、これをうっかり見のがすわけには参りませんので、全神経をこらしておるというのが、これが実情でございます。

さて、今日の選挙法というのは、おおむね刑罰主義でございます。とにかくひっかけて罰しようというようにしかわれわれ受け取ることができないのが、今日の選挙法でございます。これは法務省の資料に基づいたものでございまして、ちよつと御披露を申し上げます。昭和三十年、三十三年、三十五年に衆議院の選挙がございまして、この三回の衆議院の選挙において違反に問われて、容疑者として取り調べ中に自殺した者が、驚くなけれ十三人あるのです。これは、終戦後八回はかり総選挙がありました、あとの五回は入っております。ただ三回で十三名、おそらく八回を全部合計しましたら、数十名に上るのじゃないかと私は思ふのであります。これは、警察の取り調べ中に発生した事件が多いので

ございまして。これを見ても、選挙違反というものはなまやさしいものではない、非常に深刻なものであるというところの証拠であらうと私は思ひます。強盗、殺人をした凶悪犯人が自殺するなれども、わずかな供応とかなんとかに問われて……（「わすかでもいけない」と呼ぶ者あり）それは金額の多寡には私は差別をつけませんけれども、そんなに凶悪な破廉恥罪をしたり、さうなものではないのに自殺をするということとは、これは私は注目すべきことであると思ふのであります。だから今日、刑罰主義の選挙法をどうわれわれは考えるべきか、そして選挙というものは、今日民主主義の社会、国家においては、その主権者たる国民がその主権を行使するた唯一の機会が、この選挙でございます。この重大なる選挙において、国民が明朗にかつ公正に自由な選挙をするためには、取り締まりの面ばかり強化しやいかぬと思ふのです。これはどうしても国民に対して政治教育といふことが、政治意識の高揚をするためには、一大啓発運動をする必要があると私は思ひます。そして、一方において取り締まり、一方において政治意識を高めて、選挙に対する国民の高い意識を持つてもらうというようにいたすべきだと思ひます。私は政治啓蒙運動の一大展開を必要とすると思ひますが、総理においては、この点どういふふうにお考えでございませうか、お答えを願ひます。

○池田国務大臣 民主主義國家におきまして、選挙が重要なことは申すまでもございませぬ。この最も重要な選挙制度が公正かつ明朗に行なわれることは、やはり民主主義の発達の根本をなすものでございまして。従ひまして、違反に対しては刑罰主義をもつて臨むということは、これは明朗公正な選挙を期待するゆえんのものでございませぬ。あくまで国民がこぞつてほんとうに公明選挙に徹し、そして、徹した上でなおかつ誤まりがあればこれを取り締まる、こういふ二つの方法でいかなければならぬというところは、お話しを通りでございます。私は、そういう意味におきまして、選挙制度審議会の案を見まして、政府が最も妥当だと考える制度を打ち立てまして御審議を願つておるわけでありまして。あくまで刑罰主義のみによつてやろうとは考えておりません。公明選挙運動もこれと同時に進めていきたいという考えであります。

○福永（一）委員 次に、今日の選挙のあり方についてですが、選挙といふものは、本来から言ひながら、候補者がやるべきものでなく、有権者たる選挙民が主体となつてやるべきものであつて、候補者は受け身でなければならぬと思ふのです。ところが、遺憾ながら今はその逆でございまして、今の選挙といふものは、候補者たる者の個人々々の選挙になつておるのでございまして。そこで、その個人は金がかかり、あるいはまた、がんにがらめに選挙法で縛られて、いやな思いをしながら選挙をやつておるといふのが現状でございまして。（「がんにがらめとは何だ」と呼び、その他発言する者あり）そこで、どうしてもこれは従来いわれておりますように、選挙は公営でなければいけない。個人の選挙から公営。公に国がやる。そうすれば社会党の諸君

も、わが党の諸君も、同じような金を使つて……
〔発言する者あり〕
○加藤委員長 御静粛に願ひます。御静粛に願ひます。
○福永（一）委員 そして……
〔発言する者あり〕
○加藤委員長 発言の妨げになりますから、御静粛に願ひます。
○福永（一）委員 そこでどうしても、これはむずかしい選挙法で、選挙をさされる方も、する方も、非常な不自由を感じるわけです。そこで選挙といふものはどうしてもこれは、公明にして自由潤達な国民的行事でなければならぬと思ひます。それにはやはりこれは個人にまかしておかないで、国が相当思い切つて公営に移行しなければならぬと思ふのですが、いかがでしょう。総理は選挙の公営についてどういふお考えでありますか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○池田国務大臣 お話の点全く同感でございます。私はこの選挙の公営という線に沿つて進んでいきたいと思つております。今回の改正案もその方向に向かつて一歩進んでおるといふ考えでおるのであります。
○福永（一）委員 今度の選挙法を見ますと、一番の問題点は、何と申しましたも連座制でございまして。連座という言葉は聞いただけでもあまり愉快な言葉じゃございませぬ。いかにも何百年か前のキリシタンパレンの踏み絵を思い出したり、佐倉宗五郎のはりつけを思い出したりするくらゐに、連想します。そこで、総括主筆者や出納責任者が悪質な違反を犯した場合に候補者もそれで失格する、こういふ点は現行法においてもそうなつておりますので、別に取り立てて申すわけではありませぬが、今度の改正案には親子、兄弟までもがねらひとなつておるのであります。これは新時代に必ずしも即しない。今や家族制度は改められて、そして個人々々になつておりますから、選挙に關してだけ親子、兄弟の連座を作るといふことは、時代逆行じゃないかと思ふのです。そこでわれわれはこれに對しまして非常に検討を加えて参りましたが、せつかく政府としても審議会の答申を尊重される意味においても提案して参りましたので、これにはあまり反対をされたいとは思ひませぬ。しかし、多少まだここに議論の余地があることだけは申し上げておきたいと思ひます。

それから、ただいま私は個人の選挙から公営に移行していくべきが本筋であると申し上げましたが、政党の政治活動といふことを強化しなければ、私はどうしても公営と両々相待つことができないと思ひます。それには政治資金規正法、こういうものの非常な制約がありまして、非常に政党の政治活動をはばむようなことになつておりますが、これも思ひ切つて一つ自由にしていただきたい。たとえば献金に対する免税とか、あるいは政党に對して國家補助くらい与えてやつて、十分なる政党の活動ができるようにされたらどうか。この点について総理はどうお考えでございませうか、お伺ひいたします。

○池田国務大臣 選挙に對しての公営を拡大をしていく、同時にまた、政党の選挙活動また選挙演説等につきましても、これを広げていく必要がある。今回の改正にもそれを盛つておるのであります。そしてまた、政党の政治活

で、別に取り立てて申すわけではありませぬが、今度の改正案には親子、兄弟までもがねらひとなつておるのであります。これは新時代に必ずしも即しない。今や家族制度は改められて、そして個人々々になつておりますから、選挙に關してだけ親子、兄弟の連座を作るといふことは、時代逆行じゃないかと思ふのです。そこでわれわれはこれに對しまして非常に検討を加えて参りましたが、せつかく政府としても審議会の答申を尊重される意味においても提案して参りましたので、これにはあまり反対をされたいとは思ひませぬ。しかし、多少まだここに議論の余地があることだけは申し上げておきたいと思ひます。

動を十分にできるようにいたしますた
めには、やはり政治資金という問題に
つきましても今後考慮していかなく
ばならぬと思ひます。私は、行く行く
は政党法の制定、あるいは政治資金規
正法の改正等、政党活動が十分に
ある政治活動というものの育成強化
に、今後力を入れていきたいと思
ひます。その一端は今回
にも現れておりますが、ただ選挙資
金の問題につきましても、今後選挙制
度審議会におきましても、いろいろ問
題につきましても十分検討をお願いいた
したいと思ひます。これはわが党のこ
とを言つてどうかと思ひますが、こ
ういふ意味におきましても、国民協
会等、一般大衆と政党の政策並びに政治資金のつ
ながりを公正にしたいという気持で、
自分自身としても、この政党の資金に
つきましても、できるだけ公正に、そ
して国民の個々の方々の募金という方
向に持つて行くよう努力いたしてお
ると思ひます。

○福永(一)委員 それから、もう一つ
お聞きしたいのです。総理は大蔵大臣
をされたことがあります、大蔵大臣
をされたときに、あれは前田多門
さんの公明選挙推進連盟ですか、あ
いふところに金を出されたのもあな
だと思ひます。あれは大蔵大臣とし
て私は非常に英断だったと思ひます。
その後しばしば選挙に対しては、池田
さんは大蔵大臣を何人もされたので
すが、その都度前より出されたこと
は、私は、従来の総理のうちでも、選
挙という点に対して、公明化、ある
いは金のかからぬ選挙、公営化とい

う、ずっと質問してききました条項に
対しては、比較的御熱心だらう——持
上げるわけではありませんが、大いに
御熱心だったと思ひます。そこで、い
ろいろな外部団体の強化——強化とい
うことは金を出すことで、それか
ら都道府県の選挙の強化といったこと
も、要するに金でございまして、一
つ思い切つて金を出してやらう、そ
して公明選挙の一翼をになうといふ
うな強い機関にしたいと思ひます。
選挙は取り締まるばかりが能く
ない。法律を作る一方において、よい
選挙が行なわれる環境を作ることが大
切だと思ひます。その環境を作る
施策は、政府の責任だと思ひます。ど
うか一つこの点について十分なる責任
を感じていただきたいことを付言いた
しまして、私の質問を終わります。

○加藤委員 次に、如和君。

○畑委員 少し声帯炎をわずらつてい
るものですから、声が少し池田さんに
似たような声になりましてお聞きす
らうと思ひます。われわれ委員会でも議
論をいたして参りまして、一度総理に
御出席願つて終局的な話をいたしまし
て御意見を承りたい、かように考へて
おりました。ただ、またあとで自民党
の方で何か修正案等も用意されてい
るやうな話でございまして、その様
いかにによりましては、われわれはま
ださらに質問を続行しなければならぬ
というふうに考へておりましたが、た
まにききようおいでになりましたので、
重要な点についてお伺ひいたしてお
きたいと思ひます。

まず、最初に私がお尋ねいたしたい
のは、公職選挙法という法律そのもの
に対する位置づけというか、その性格
といふか、意義といふか、そういうこ
とに対する総理の御見解、基本的な認
識、そういうものについてお伺ひいた
したいのでありますが、その前に私
の見解を一応申し上げます。
新憲法のもとに、日本の国が民主主
義でやつていくことになりました。国
会が国家の最高の機関であるといふこ
とになりました。われわれはそれに
よつて選ばれたわけでありまして、
が、また同時に地方におきましても、
すべて首長及び議員は公選でござい
ます。従つて根本的には、正しく民意を
反映するといふことが重要だと思ひ
ます。従つて、それが、とかくそれが
阻害されておるのが現状ではないか、
かように思ふのであります。従つて、
選挙法そのものについてはあくまで白
紙であつて、党利党略的なことは考
慮すべきではない、かように考へてお
るわけでありまして、おそろくその点に
ついては、総理としてもそういうふう
に御答弁になるとは思ひますが、要は
私は心がまえだと思ひます。一応そ
の点について総理の御見解を承つてお
きます。

○池田国務大臣 民主主義政治のもと
におきましては、先ほどお答へしたよ
うに、選挙が公明に行なわれることは
もう基本的な問題でございまして、従
いまして、これは全部の方々が自由
公正に行ない得るやうにすることが根
本だと思ひます。
○畑委員 ところで、最近行なわれる
選挙が、総選挙を初めといたしまし
て、地方選挙におきましても、非常
に選挙界が腐敗をいたしておる。そ
してこれは何とかせねばならぬとい
ふ世論が巻き起こつて、その結果、池
田総理におきましても、そのために法

律で審議会を設置をして、その三条に
おきまして、その答申は尊重するとい
ふことを明文でうたつておるわけであ
ります。この選挙界を肅正するため
は、もちろん、先ほど言われており
ましたが、国民自身の教育、啓蒙とい
ふことが必要であることは言う待た
ないものであります。しかしこればかり
では百年河清を待つにひとしいとい
ふことで、とりあへず何と今現在の
を打破しなければならぬといふこと
で、審議会でも思い切つた答申をし
て私は承知をいたしております。従
つて刑罰も、ほかの各法と比べてこれ
以上刑罰を強化することはどうかとい
ふことで、それもそのことであらう
けれども、そのほかに連座といふこと
をさらに強化をした。これによつて各
自が自粛自戒して、選挙界が間接的に
肅正されるであらうといふことを期待
して、審議会は連座制の強化に踏み
切つた私は理解をいたしておりま
す。また、そのほか高級公務員の立
補制限の問題、それから政治資金の
問題等々ございまして、そういうこと
とはあくまで公明な選挙、金によつ
て災いされない選挙、こういうことを
目標としておると思ひます。ところで
今度その答申案が発表された、また、
それによつて政府から改正案が出され
たわけでありまして、私の前本会議
で質問をいたしましたように、重要な
点で政府案は答申とそれと異なる、い
わゆるさる法だと、われわれから言
わねば言ひたいのでありますが、そ
ういふふることになつておると思
ひます。

そこで、まず連座制の強化の問題で
あります。政府ではこれを答申案
と変わったやうに修正いたしてお
ると思ひます。その理由とするところは、憲法
に違反はしないか、いわゆる憲法三
十一條、三十二條に違反はしないか
といふやうなことが理由のようであ
ります。何人といふことも法律上の手続に
よらずして刑罰に処せられない、ま
た、何人も裁判を受ける権利を奪わ
れない、こゝういふ規定に触れはせぬか
といふことが理由のようであります。し
かし、このことにつきましても、学者の
中には両論ございまして、連座制の問
題は、三十一條のいわゆる刑罰ではな
い、こゝういふやうなことでこれを肯定
する議論もまたあるのです。そこでそ
れは憲法違反といふことを心配すべ
きではないので、そのことを理由にす
るというところになると、とても当然失
格なことでございまいと申上げません
けれども、もう何度か申し上げません
けれども、結局選挙違反を犯しても、連
座するなんといふときにはもうとく
に任期が切れておるといふやうな事態
になりまして、さる法だと言わざるを
得ないわけでありまして、そこで政府
の方では憲法九条につきましても、われ
われは大いに見解を異にしておるの
で、戦力放棄、戦争放棄といふこと
を明文にうたつてあるにもかかわら
ず、自衛権がある、そのために、第九
条はそういう意味ではないのだとい
う、われわれの見解からすれば憲法違
反をあえて犯して、自衛隊が今つぱ
な軍隊になつておる。そういうことを
一方にしておきながら、この連座制の
場合になると——何と申して選挙違反
をなくしたいといふ大目的に拘りた
めには、若干の異論があつても、踏
み切つて連座制の強化をやらなけれ
ば、とてもこの事態は救えない、か
ういふ認識をいたしておるのであり

す。ところが先ほどの福永さんの意見のようなことで、ともかく人情に反するとか、その他家族制度の趨勢にもとるとかいうようなこと、あるいは憲法に違反するとかいう理由のもとに、それを回避しているようにわれわれは考える。これはやはりあくまで、第三者が土俵を作ってくれたのだから、少しは無理であっても第三者に従うべきだ。われわれはある意味では被告だと思ふのです。結局選挙をする人のために選挙法はなければならぬ。従ってわれわれは、少し不利であっても、それらの第三者の作ってくれた土俵に従わなければならぬ。そういう立場から考えますと、憲法違反という名目でこれを回避しているというふうにしかわれわれには思われぬ。従ってその意味で非常に党派性がある、党利党略であるとかわれわれは言わざるを得ないのであります。この点はいかがでござい

ますか。

○池田国務大臣 選挙制度というものは非常に重要でございまして、選挙制度審議会を設けて、そうしてりっぱな方々に御熱心に御審議を願って答申を得ました。われわれはこの答申をあくまで尊重する態度でいっておりますのであります。お話の連座規定につきましては、われわれは第三者が作られました土俵におおむねのつかつていっている、おおむねのつかつていっているが、しかし今の実態から考えまして、あまりにそれがきつ過ぎるとか、また憲法上疑義があるような点につきましては、できるだけ疑義を除くようにしていただくことが政府の方針であるのであります。大体におきまして、連座制の問題につきましても、総括責任者とか、出納責任者だけに限らず、それに

類するようなものにつきましても答申通りにいたしておるのであります。ただ親子、兄弟姉妹、夫婦、この問題につきましましては、わが国の家族制度は今はなくなつておりますけれども、人情をいたしまして、多年の日本国民のあれといたしまして、選挙の公正が大事だからといって、一度に無理なところまでいくというところは考えなもので、この程度ならば答申の趣旨をそう乱すものでもないし、私は今の場合におきましては、これが適当なところではないかと結論を出した次第でござい

ます。

○畑委員 私は今の総理の答弁では納得いたさないのです。結局やる気があるのかないのかというところに、私は帰着すると思ふのです。ただ議論をいたしておきますと時間がなくなりますので、先に進みます。

同じような意味で、政治資金の規正の問題がございまして。これは選挙法の方にございましては、選挙に關してと書いてある。これは当然でしょう。ところが答申案の方では政治資金規正法の方に、選挙に關してと何とを問はず、最初はむしろ個人に限るという議論があつたやうでありますけれども、それも無理だろうというところで、国と議員契約しておるものばかりでなく、その上に補助金、助成金等をもらつておる団体は、政治資金に關しては寄付してはならぬというふうに答申はいたしておる。その理由は、私が今さら言うまでもないと思ひます。そういうことで、やはり思い切つてやらなければならぬというふうに、答申案は荒手術として考えたのだと私は思ふのであります。ところが政府案は、公職選挙法

にも書いてありますが、政治資金規正法の方にも選挙に關してということになつて、政治資金ならば従来通りでよろしいというふうなことになる。そういふことになりますると、區別がつかないということになります。この間公職会で公述人いろいろな聞きました。自民党推薦の人たちまでがこの區別はなかなかつきにくい、こういうふうなことを口をそろえて一応言つておりました。その人たちは、理想としてはやはりそうあるべきだということとを肯定いたしておりました。ただ現実の問題として、急速にそういうふうにするかどうかと思ふので、とり

あえず選挙に關してということにした政府案に賛成するということ、きわめて理論的には私弱い主張であつたというふうに考えるのであります。この点思い切つて答申案の通りに、政治資金についても禁止するということにするのでなければ、ほんとうに政治を明朗化するということにならぬと思ふのであります。この辺の見解いかがで

すか。簡単に御答弁願います。

○池田国務大臣 選挙を公正にするということは、非常に大切でございまして。しかしそのためにあつても政治活動をやるとやめていくということもまた、これは必要なのでござい

ます。従ひまして、そこにむづかしい問題がある。だから私は、今の政治並びに選挙に關しての金錢の取り扱いというところにつきましては、もつともつと研究していかなければならぬ問題だと思ひます。従ひまして、先ほど答へましたように、政党法並びに政治資金規正法につきましても検討を加えて、そうしてりっぱなものに盛り立てたいという気持があるのであります。

今實際問題といたしまして、補助金とかいろいろな点をやっているところのものは、これは一切もう政治資金を出してはいかぬということにきめるが、今の現状でどうかという点を相当研究しなければならぬと思ひます。私はまだ選挙制度につきましてもいろいろ御審議を願わなければならぬと、また政党法、政治資金規正法につきましても検討しなければならぬ、こういう事態になつておられますので、今回はこの程度で一つやつてみて、そうして今後の検討に待ちたいというのが私の考えであるのであります。

○畑委員 政治資金についての総理の御答弁にも、やはり私同意できない。結局は現状では云々というふうな口実で、そこには党利党略、党派性がひそんでおるといふふうに私は考えざるを得ないのであります。しかし深追いをいたしてもいたし方ございせんから、その次に進みます。

もう一つの問題は、御承知のように、高級公務員の立候補制限の問題でございまして。これは本会議でも申しましたが、答申の趣旨もおわかりだと思ひます。私も申しません。いろいろな不正が相当ある。それが地位を利用しておるのはおおいがたい。そういうことではならぬから、それをいっそのこと立候補を禁止しようというのであります。ところで、今までの委員会では自治大臣等の見解を承つておりましたが、その理由とするところは、憲法違反ではない、これはもう支配的な意見でございまして、ただ合理的な根拠がありさえすれば、特定の部局を、地位を指定してやれば憲法違反にはならぬというところであるけれども、それを指定することがなかなか困難である、

帯に短したすきに長しというか、いろいろなことで、あれでもこれでもということ、むづかしいということ、理由にしていることは明らかです。しかし、われわれはできないことはないはずだと思ふ。これはやはりつばに憲法違反にならぬはずだと思ふ。そこで社会党は、修正案で役職を指定いたしました。ずさんであるというそりがあるかもしれないが、われわれは地方分

部局を持つ中央官庁の高級職員を指定しておるわけですから、実績主義によると、そうでないのが出てくることもある。今度の源田空将の場合のようなことも出てくる。われわれは予想もしなかつたことであります。答申はそういうことでしておるのに、政府の方ではそれを削つて、地位利用の方だけに限つた。しかも一般公務員、上も下もないということにして、非常にばやけている。これもわれわれがざる法だと

させて、あと地位の利用は云々ということになればいいのじゃないかということかもしれませんが、たまたまこれが大きな問題になっておるときに、源田さんのああいふことになったのでありまして、われわれはその点が非常に不可解でたまらぬわけですね。

そこで、実はこの間公述人の意見を聞きまして。そのときに、はからずも御手洗氏が言うておりました。こちらで聞いたわけじゃありませんけれども、向こうで最初の公述のときに、あまりかねてこういうことを言っておる。ちよつと聞いていた方がいい。「近ごろ、ごく近いときに、自衛隊のある有力な幕僚長が職を辞して、そうして与党から参議院全国区に立候補する」という意思を発表しておられますが、実にけしからぬことだ。「顔色を変えて言つてしまふことだ。もしさうなことが慣例になつて自衛隊の幹部が引き続き、今申したような例に従つて全国区議員に立候補する」というようなことになりました場合、元の上長と部下との関係、これによって自衛隊はどういう地位になりましようか。私どもは、自衛隊が健全に成長して、ほんとうに国民のものとならなければいけないと思つて、及ばずながら日夜苦心いたしておりますが、そのような不心得者が出て、それを有力な政党が支持するといふようなことになりますと、自衛隊はもう崩壊するのではないか、少なくとも精神的に国民からそむかれるのではないか、かようなことを憂えます。これは余談でありますけれども、今日の参議院全国区における官僚のほつこといふものはそこまでおる。かような事態に対してきびしい制限を加へるといふことは、私はぜひとも必要で

はないか。これは困る憂える余りさうに申すのであります。「こういふふうに申して非常に憤慨しておられまして。たまたまこうした選挙法が問題になつておるときにこういふことになつたのは、私はきわめて遺憾だと思つたのです。それだからやはり、高級公務員の制限は政府ではしたくないんだな、こゝろ勤じらざるを得ない。国民もおそろくそう思ふでしょう。それは、一人立候補すればこれはなかなか有名な人だから、自衛隊はもちろんこぞつて投票するだろうし、また当選するかもしれない。一人の議席がふえるかもしれないけれども、私は池田内閣の点数はこれによつてふえはせぬ、かえつて減るだろう、かように思ふわけでありま

す。この点自民党の總裁でもあられる池田総理として、どんな程度まで関与されたか、どう考へておられるか、その点を承りたい。

○池田国務大臣 源田君の立候補につきましては、本人から党公認の申請が出ましたので、われわれ選挙委員会に付議いたしました。そして公認をすることにいたしましたのでございます。私は、個人の資格におきまして政治に関与したいという申し出があれば、政党としてこれを公認することは何ら差しつかえないことだと考へております。

○畑委員 どうも、その点も納得がいかなのであります。しかし時間がございませぬから、次に進みます。

この選挙法につきまして、最近になりまして自民党の中から、さらに筆を加えようといふような動きがあるようであります。われわれは非常に不可解でありません。最初持つて回つてそれで答申がゆがめられたのに、さらにま

た、自民党の方で手を加えようといふ動きがあるようであります。きわめて遺憾である。事前運動の百回といううなことは結局金がかかる、事前運動がかえつて激しくなる、こういふようなことで、その点だけに關しますれば、われわれも同感の点があるのです。あるのではありませんけれども、しかし、それに便乗してそのほかに総括主宰者の次に位置する地域の主宰者といふ問題をどうしようか、あるいはまた後援会の供応接待等につきまして、答申では選挙に關してと言つていないのに、すでに政府案が選挙に關してと、こゝろたつておる。さらに通常の供応接待ならよいといふ、こゝろたつておる。これだけになつておるのを、さらに選挙に關してといふのを意識的に切つとすると、あるいは選挙に際してとにかにするような動きがあるように聞いております。そのほかにもまた、選挙に携わる人たちに金を払うと買収になつて引つぱられる懸念があるから、堂々と経費を払おうといふようなこともありま

す。もちろん労働者等については払うことになつております。そのほかの人も実費がかつたときには実費を払うことになつておる。そのほか、二十日もお世話してくれただから金を払わぬわけにいかぬが、これが違反だといふことでは困る、これを直そう、こゝろいふこと。選挙に金をかけない、大いにサービスでやるといふことが本来の精神だといふことからいひますれば、こゝろいふた動きは私はきわめて不可解だと思ひます。それがあつてであられる總理のこれに対する見解はどうであるか。今日の朝日新聞の社説におきまして、この点に觸れており

ます。今度の選挙法の改正について首相の決意いかんといふような意味のことが書いてありましたが、これに對して首相はどう考へておられるか、この点について伺ひたいと思ひます。

○池田国務大臣 先ほど申し上げましたごとく、審議会の答申案を尊重し、政府といたしましてはこれが最良の案と考へて御審議願つておるのでござい

ます。お話のよりな点は、私どもまだ十分承知いたしております。私はぜひとも本国会でこの公職選挙法改正案が通過いたしますことを心から願つておるものであります。

○畑委員 時間がございませぬ。先に進みます。それに關連して、結局きょうは二十日、二十四日に通すとか通さぬとか言つておられますが、われわれはその修正の案いかんによりましては、もつと態度を強化いたす覚悟であります。今の原案の程度でありますれば、われわれは反対ではございませうけれども、その反対がそれぞれおのずと違ふのです。さういふことで、あらかじめわれわれはきのうの党声明を発表いたしておりましたが、さういふ線を十分頭に入れて首相の善処を願ひたい、か

ように考へるわけですね。それからこれがあふまらぬおそくなりますと、参議院の方にいつて審議の期間がない、参議院の審議権の無視だといふことにもなる。あまりさつさとやりますと、従つて委員会、こちらの衆議院の方で、相当急ぐ必要がある、それを今ごろになつていふんことをごちやごちややり出すと、なかなか大へんだ。また、それを故意に流そうといふ人たちが自

民党内にいたことも承知いたしております。われわれはその人たちに利用されたくない。われわれはやはりあくまでもわれわれの主張を通しながら、堂々とわれわれの主張を聞いてもらつてやりたいといふ考へであります。その点につきまして、これでやれる見通しがあるかどうか、参議院の審議権といふことも考慮に入れて、御意見を伺ひたい。

○池田国務大臣 先ほど申し上げましたごとく、今国会におきまして両院をぜひ通過させるよう一つ御協力を願ひたい、こゝろ考へております。

○畑委員 最後に一つ伺ひます。それは定数アンバランスの是正の問題であります。この点につきましてはいろいろ選挙法の方でござんたしてありますので、自治大臣の方でちよつと手を入れたかどうか知りませんが、それをちよつと新聞に書かれたことがある。それで待つてくれといふことで待つておるようでありま

すが、いづれ出てくると思ふのです。さういたしますれば、もちろん今国会に間に合はないことはわかつております。それが出ましたら、今度臨時国会がいずれあると思ひますが、その臨時国会に、もし答申の方が出てきますれば出す考へがあるかどうか、この点を最後に承つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○池田国務大臣 これは、出て参りますからきめる問題でございませぬ。さうして、また、審議会の方の御意向もございませうし、区制の問題との関連もございませうので、十分その点を勘案いたしまして善処いたしたいと思つております。

○加藤委員長 次に堀昌雄君。

○堀委員 ただいま池田總理がお答えになりました中で、私実はもう一回重ねて何つておきたいことがござい

が、その前にちよつと自治大臣に確認をいたしたいと思ひます。

三月十四日の当委員会におきまして安井自治大臣が、わが方の質問に対してこういふお答えをしておられます。今度の政府案の経過でありますけれども、「党」といふいろいろな折衝をした、こういうお話でございますが、これもやりました。これは政党内閣でございますから、私も法案を提案します場合に、やはり党内のいろいろな政策上の観点あるいは党の機関の御意見を伺う、これは私は当然やらなければならぬ義務だと心得ております。「そうしてまた、党内におきましてはいわゆるいろいろと政策グループがございます。三百名、百何十名といった議員をかかえておる党でございますから、できる限りそういうグループの政策の検討の会でこれをお話しする、十分意見も聞き、また意のあるところを通して行く」といふことは、これは手続としては必要なことだろうと思ひます。こゝろお答えになっておりますけれども、これはこの通り確認してよろしゅうございませうか。

○安井国務大臣 その通りだと考えております。

○堀委員 総理にお伺いをいたします。この法案が提出されます経過では、自治大臣が今お述べになりましたように、十分与党内の意向を聴取し、各派のいろいろな意見もお考えになつて、そして政府原案が提案されたと考えております。そこでただいま如委員の質問に対して、総理は、原案で一通つしてまいりたい、こういうふうにおつしやいました。私も、政府の最高責任者として当然であらうかと思ひます。ただ、ここでこれだけ十分に与党

の意向を入れられて、いろいろ一般の非難もありましたが、政府は最良の策と考えて御提案になつておる政府原案が国会にかつた場合に、なるほど国会は国会として独自の判断を持ち得ることは当然でございますけれども、この修正にあたつて野党である私どもや民主社会党が反対をしておることに對して、与党側が再びイニシアチブをとつて修正をするということになりますと、前段でおやりになつたといふことは、これはきわめて不十分であつたといふことなのか、政府の側において、政党内閣だからいろいろと相談するのはあたりまえだ。しかしそれを提案をして、また国会へ持つてきて与党内閣のあり方として私はいかがであらうかと思ひますが、その点についての総裁としての池田さんの御意見を伺いたいと思ひます。

○池田国務大臣 私は先ほど申し上げましたごとく、審議会の答申を十分検討いたしました。そして党の意見も一応聞きまして、これが最上の案として出しておるのであります。しかし国会は国権の最高機関でございます。いろいろ御審議の上で国会の意思を決定されれば、これはやむを得ないと思ひます。私は政党内閣の総裁として、また内閣総理大臣として、一応こういうふうにあるものについて、想像的に私の意見を申し上げることは差し控へたいと思ひます。

○堀委員 いや、私は今池田総理がおつしやつたことの中で、池田総理としてのお立場のお答えは十分に了承いたします。ただ総裁としては今度はや

はりその党の最高の責任者として、同一の人間が、片方では最良の案だと出て出したものを通そうとし、片方ではこれは最良の案ではないからという立場からこれを修正をするといふことは、この点においては総裁としての立場としては——やはりきよりの朝日の社説が申しておりますように「これらの改悪は許すべきではないと思ふ。与党内には、これらの修正が波瀾を呼んで時間切れになるのをねらふ動きもある」といふ。池田首相および与党幹部の政治的良心と決意を望む」といふふうな社説が出てゐるわけでございます。そこで総裁としては、今後そういうことが出ることに對しては、総理の今おつしやつた最良の案であるといふ線でこれを取捨なさるのか、私は国民に對しての、これは与党、最大の党の総裁としての責任であると考えますが、いかがでせうか。

○池田国務大臣 一党の総裁といたしまして、また内閣総理大臣として、最良の案として御審議願つておるのであります。しかしやっぱり民主主義でございますから、私は最良の案と思ひ、また皆さんもお考えになつていろいろ御検討の結果、それ以上の案があるといふことについては、これは一切耳をかさないといふことはいかなるものかと思ひます。しかしただいまのところ、私は修正案についていろいろ議論があるといふことも、内容も聞いておりません。党からも何も連絡はございません。私はただいまのところ、この案はいい案であると考えておるのであります。

○堀委員 国会の審議の中でそれ以上にいい案であるならば、こゝろおつしやいました。ですからそのことは、もち

ろんそれ以上いい案といふのはいろいろございませう。国会議員にとつてそれ以上いい案といふ場合もございませうし、国民の立場にとつてそれ以上いい案といふものもあるわけでございます。われわれは、特にこの選挙法の問題につきましては、国会議員がみずからの立場に立つて最良の案といふ感じではなくて、国民の立場に立つて、冷静にみずから反省をしなから、さうに総裁のおつしやつた最良の案を考へるべきであつて、最良の案の上にもまた最良の案はあり得ない、最良といふものは、これはベストの案なんであつて、ベターの案ではないのでありますから、ベスト案の上にさらにベストの案のありようはないのであります。この点は特に一つ御留意を願つておきます。

〔発言する者多し〕

○加藤委員長 御静粛に願ひます。

○堀委員 次に、先ほどの問題で出ておりますけれども、総理はこの前の本委員会におきまして御答弁の中で、選挙の資金と政治資金とは違ふ、こゝろいふうちに実はお答えになつておるわけでございます。過般の公聴会におきまして、与野党を通じての公述人の方には私はお伺いをいたしました。はたして選挙資金と政治資金は区別できるでせうか。御出席の公述人は、与野党を通じて、これは区別できません、こゝろいふお答えでございました。そこで、総理はさういふふうなお答えでございませうが、一体それではどういふところで総理はこれは区別できるとお考えになるか。公述人の声は私は国民の声だと思ひますが、総理はこれをどうお考えになつておりますか。

○池田国務大臣 觀念上選挙については選挙費用の資金と、そして政策その他の発表に必要な資金、これは違ひませう。これは選挙中に、政治活動の資金と選挙資金との区別がむずかしい場合はございませう。しかし觀念的には違ふのがほんとうじやございませうか。区別がむずかしいからといって、左右も同じだといふことは私はいかなるものかと思ひます。

○堀委員 実は政党が使われる場合には、おつしやるように、政治資金と選挙資金と区別はつくわけでありませう。ところが外から政党に入つて参ります資金については、これは政党が恣意的に使い得るわけでありまして、これは選挙資金だから選挙だけに使つてくれ、これは政治資金だから選挙に使つてくれるなといふわけには参りませう。ですから、この区別の問題は、政党の側からものを見るのではなくて、そこに出す人たちの側を第三者が見る場合に、これをどう判断するかといふところで問題の分かれ目があると思ふのであります。さういふ意味では、これは私は公述人のお答えのように、区別できないのが当然だと思ひますが、もう一回重ねてその点をお答えいただきたいと思ひます。

○池田国務大臣 区別できない場合もありませう。しかし觀念的には区別できるものなんです。大きく分ければできます。しかしその接触点につきまして区別しにくい点がございませう。

○堀委員 そこで、実は御承知のように選挙制度審議会は現在審議を休んでおいでになります。このことは、私どもの国会における審議を静かに見ておられると申しますか、皆さん方選挙制

度審議会の委員の御努力が——ちよつと静かにしてくれませんか。

○加藤委員長 質問中はどうか御静粛に願います。

○堀委員 審議会の方は静かに見ておられて、私たちの審議の態度を見守つた結果によつて再び御審議を始められようというところだと思ひますが、ただ、実はこの任期は六月で終わりになるはずでございます。あと時間も十分にありませんから、先ほど総理がおつしやつた政党内閣政治資金の問題について御答申が出るかどうか、ちよつとわかりません。そこで、もし今後の御答申が出なかつたとするならば、政治資金の一部についてはすでに御答申があるわけでございますが、その中で答申のあつた、現在あるものについて、そういう場合にはどういふふうにお考えになりますか。

○池田国務大臣 審議会の今後の審議状況その他を今想像いたしましてとやこり言ふことは、私は差し控へたいと思ひます。

○堀委員 審議会はやがてこの六月で終わりになりますが、当初予定された問題は、実はあと時間が不十分で、十分にできないと思ひます。しかし、委員の任期は一年でございますが、今後やはりこれは引き続き重要な問題をかかえておるわけでありまして、政府としては、今後の審議会の任期切れ等の問題等に対しては、大体どういふふうにお考えになっておるのでしょうか。

○池田国務大臣 先ほど申し上げましたごとく、審議会がいかなる範囲におきまして御答申になるか、それを見ましてから今後の問題を考へていきたいと思ひております。

○堀委員 先ほど堀委員も触れましたけれども、実は源田前空幕長の問題でありますけれども、この問題は、もちろん総理がおつしやつたように、個人が自発的に党の公認を求め、そして選挙に出られることは個人の自由で、当然かと思ひます。しかしこのことによつて起こる問題は、相当重大な問題をはらんでおると思ひますのであります。それは何かと申しますと、なるほど今衆参両院を通じての国会議員の中には、軍人であつた前歴の方はたくさんおいでになります。しかしこれは少なくとも現在あるそういう組織の中の方ではありません。すでにあつた組織の幹部の方でございます。ところが今度初めて現在ある——これは自衛隊とおつしやつてもわれわれは軍隊と同様だと理解をいたしますが、その幹部が今度は議員になるというところは、これは非常に問題としては重要な問題を含んでおると思ひます。特にその場合に問題が起ることは、この人が出ることによつて、軍隊のような機構として上から下への一列の命令系統というものがあつたわけでありまして、こういう形のものによつて選挙が行なわれるということになることは、これは単に高級公務員の立候補等の問題を越えて、きわめて重大な問題があるというふうには私は考へますが、この点について総理はどういふふうにお考えになりますか。

○池田国務大臣 源田君個人の考へで、政治に参画したいというので立てられるのであります。そのことにつきましても、私は個人の意向で公認を求められたときに公認することは、これは何も差しつかへがないと思ひます。その他の点につきましては国民が審判されると思ひます。

○堀委員 時間がございますから先を急ぎまして、実はある非公認の席で、有力なる自民党の議員の方から何つたわけでありまして、過る昭和三十五年七月に行なわれた自由民主党の総裁公選の際に、多額の金品の動きがあつたというのを申されたことがございまして。その方のお話によりまして、そのことが全体の公明選挙に非常に大きな関係がある、こういうお話がございまして。当時松村さんは、金権選挙を排すというふうなことをおつしやつて、それは事実無根のことではなかつたと思ひます。現在やはり党の幹部としておいでになるわけでありまして、そういう点で、またもやこの七月には総裁公選が行なわれるように新聞で承つておりますが、この公明選挙の問題と——なるほど総裁公選には選挙法は適用されません。しかし適用されないからといって、これはやはり最大の与党の総裁公選でありまして、国民注視の的でありまして、これこそ公明なる選挙が行なわれるのが至当と考えますが、これについて一つ池田総理のお答えを承りたいと思ひます。

○池田国務大臣 選挙は、どの選挙でも公正でなければなりません。公正に行なわれることをわれわれは期待しております。

○堀委員 私は、ここで単なる答弁として公正なることが行なわれることを期待するとおつしやることは、それはその通りであります。やはり問題は、事実がそういうふうにならなければならぬと思ひますのであります。

そこで私は、まず今のこの選挙法の中で一番国民も心配をし、あるいは新

聞の論調も心配をしておるのは何かと申すのであります。その選挙の腐敗が何に通ずるかという、やがては民主主義に対する絶望感といふものか、そういうことにつながることを多くの識者がおそれておると思ひますのであります。御承知のように、この間の公聴会においでになつた御手洗さんは、通常は大体皆さんの方の側の公述人として御出席になる方です。その方が、われわれ社会党が御推薦をして出たいたで、手きびしく皆さん方の批判をなさいました。これは何も御手洗さんがわれわれ社会党の肩を持つて御批判になつたとは私は思つておりません。これは国民の立場に立つて批判をされたのだと私は考へておるわけでありまして、言いかえるならば、御手洗さんは自由民主党の将来について御心配のあまりやつておられるのである。これを私は、皆さん方はもう少し謙虚にお聞きになる必要があると考へます。

そこではいろいろな識者、たとえば政府の主要なる関係委員会に出たおられる中山伊知郎さんのお話等によりまして——ちよつとここで中山さんのお話を申しておきますが、「多数を取つて自民党として国民に言える最後のせりふは、われわれはあなたの方から選んだのだ、ということでしょう。だから、選び方についてはあなたの方の言う通りにしました、選挙民に公平な選挙をする力を与えてわれわれは出た、その選民がその責任においてやるんだから、あなた方も聞きなさい、という態度になぜ出られないか」ということ、それを逆に選挙の実態を知らないやつがやつては困るんだ、実際問題として

してはこうなんだということで押しつけ、自分たちに都合のいい選挙の方法をやつていたんじゃないか、国民に責任がある、ということはいえないじゃないか。こういうふうな中山伊知郎さんは言つておられるわけでありまして。時間がございませぬから、私これで終わりますけれども、この際一つ、朝日新聞の社説ではございませぬが、総理は、国民にこたえる意味において、筋道の通つた、そしてさつきおつしやつた、少なくともあなたの責任である最良の選挙法の改正と思はれるものを推進されること、私は総理としての当然の責務であると思ひますので、もう一回これについてだけお答えをいただきたい。

○池田国務大臣 御意見、承つておきます。また私の考へは、先ほど申し上げた通りでございます。この案が今国会で両院を通過しますよう、努力を続けていきたいと思ひます。

○加藤委員長 次に島上善五郎君。

○島上委員 私は関連質問で、ごく短い時間、二点についてお伺ひしたいと思ひます。

現在の公職選挙法は俗にさる法だといわれております。非常に抜け穴が多い。不十分なところがある。その不十分なところを改正しようというものが、国民の要望でもありますし、選挙制度審議会の答申の趣旨であらうと思ひます。従ひまして、大まかに申しますならば、現在の選挙法について、少なくとも悪質違反につきましてはもっと罰則を強化しよう、買収供応をなくして、選挙違反が封じられるように強化しようというものが答申の精神でもあり、またこれを著しく曲げてはおりませんけれども、政府案も強化の方向をとつておるものと私も見ておりま

す。政府もまたそういうふうに、今までの答弁では答弁してあります。この現在の選挙法を、悪質違反につきましては罰則を初めその他取り締まりを強化する、こういう方向であることを総理はお認めかどうか。

○池田国務大臣 選挙違反に對します罰則は強化しておるのでございます。私はやはり選挙ごとの状況を見まして適当な措置をとることを、今後も続けていきたいと思つてます。

○島上委員 そういたしますと、現在の段階においては強化しなければならぬということを経理もお認めだと、私はただいまの答弁で受け取りました。ところが、私はこれは言葉じりじゃないと思つてます。先ほどの福永君の質問では、現行法においてがんにがらめにされている、こういう言葉を使いました。現行法でがんにがらめにされているというところは、これは重大なものと考え方だと思つてます。先だつての公聴会において、いわゆる野放し論がありました。二十億でも三十億でも使つて富の再分配をしない、こういう野放し論がありました。将来の問題としては別です。私は少なくとも現在の段階においては、この野放し論は許されなかつたと思つて、現行法がすでにがんにがらめにしておるといふもの、考え方は、やはり許されなかつたと思つてます。がんにがらめにされておるといふ考え方は、現行法をもつとゆるやかにしよう、こういう考えに通じますし、やがては野放し論にも通ずると思つてます。この点に對する総理のお考えを……

○池田国務大臣 ただいまの御質問に對しましては、今回の選挙法改正は強化しているとおつしやるから、強化してあります、こういうことであります。私は、先ほども申し上げましたごとく、選挙法の改正は、その事態の状況を見ながら善処していかなければならぬ、罰則を強化するばかりでは効果は上がらない。罰則を強化しなくてもいいような状況になるよう、PRその他のことをしなければならぬ。過去もそういうふうになつてきておるのであります。だから、強化の必要があるなら、今後の事態に即応して強化する場面もあります。しかし、そのみやつてはいけません。やはり公明選挙運動をいたしまして、罰則を適用しなくてもいいようになつていかなければならぬ。PRすることが必要である、こういう両方のことを言つておるのであります。

○島上委員 私も現在のことをお伺いしているのです。ですから、法律強化一点張りではないといふことは、私も考えております。私はこの前も、質問の際に申しましたように、国民に對する啓蒙と申しますか、私は国民に責任を転嫁することは間違ひだと思つて、現在の状況においては、国民の協力とか啓蒙といふことが必要であり、もう一つは、それにも増して必要なのは、政党及び候補者の自覚反省が必要だと思つて、それなしに国民に責任を転嫁することは間違ひだと思つて、同時に、現在の状況においては、悪質違反に對しては取り締まり及び罰則を強化する必要がある、こう私も考えています。この点においては、総理も、今の御答弁の範囲ではそれだと私は受け取りました。そうして将来はそういうふうな取り締まりとか、めんどろなことをしなくてもいいように、そういう事態に持つていこう、それは将来の方向としてはあるべきで、私も賛成です。しかし、今出されておる法律は現在の状態に適合するように改正しようといふのですから、それには、今の法律は不十分である、現行法は不十分である、そこで現行法より、少なくとも悪質違反に對する取り締まり、罰則は強化しようとする方向であることは、私は間違ひないと思つてます。いかがですか。

○池田国務大臣 現行法よりも、今回御審議願つておる法案の方が罰則強化になつております。

○島上委員 そうだといふと、答弁は簡単でけつこうですが、現行法を以て、われわれ候補者ががんにがらめにしておる……（それは言葉のあやだと呼ぶ者あり）言葉じゃない。これは思想です。がんにがらめにしておるから、もつと自由に野放しにしないか、というお考えには反しますね、反対でございます。

○池田国務大臣 私は、人の言われたことにつまみして、総理大臣としての批評は差し控えたいと思つて、これは主観の問題でございます。

○島上委員 主観の問題じゃないですよ。現在の法律ががんにがらめであるから、もつと緩和して野放しにしないか、という公聴会の公述があつたのですから……いや、福永君のことを言つておるのじゃない。関連して、ほかのことを言つておるんですよ。ですから、現在の法律はむしろ野放しにしないか、十億でも二十億でも使つて、所得の再分配をしないか、こういうばかあなたが答弁したこととは、まさに違ひでございます。それでよろしう。

○池田国務大臣 公述人が言われたことに對しまして、私がとやこう批判することにはできません。そうしてまた公述人がおつしやつたのを、前後ずつと合つてないかをお聞きになりたいのだから、今この改正案の方が罰則を強化している、これで十分でございますまいか。公述人がここで言われたことを、片言隻句をとつて私がどうこう言ふことは、今後の公聴会のあれから申しまして——私がとやこう意見を申し上げることは差し控えたいと思つてます。

○島上委員 それは総理の答弁でわかつておるから、私はそれ以上聞かぬでもいいけれども、明らかに私どもと考へる根拠は同じです。現在に於ける法で十分だから、もつと強化しなければならぬといふことは、程度の違いだけで、あとは同じです。従つて、あなたの党の中に、今の法律ががんにがらめだから野放しにしないか、という考へは別な問題でございませう。私はこのことは別に答弁は要りません。

○池田国務大臣 公述人が言われたことに對しまして、私がとやこう批判することにはできません。そうしてまた公述人がおつしやつたのを、前後ずつと合つてないかをお聞きになりたいのだから、今この改正案の方が罰則を強化している、これで十分でございますまいか。公述人がここで言われたことを、片言隻句をとつて私がどうこう言ふことは、今後の公聴会のあれから申しまして——私がとやこう意見を申し上げることは差し控えたいと思つてます。

○島上委員 もう一つだけ。これはあとでまたゆつくり大臣に伺ひますが、完全公営といふこと、もしくは完全公営に近い公営といふことは、公営以外の部分がそれだけなくなることでございませう。もし完全公営といふことになれば、公営以外の選挙運動はゼロになることですよ。かりに九五公営ならば、五公しか公営でない選挙運動はないといふことですよ。私は、方向としてはそれは間違ひだと思つて、方向としては、個人の運動から政党の運動へといふことが一つ。それから国民が自由満ちた選挙運動に参加できるように、弊害のない部分について自由満ちた国民が選挙運動ができるようにするといふことは、これは公営ではないのです。完全公営ならば、公営以外の部分はなくなるということなんだから、完全公営はソレと同じです。これは言葉をかえて言えば完全官営なんですよ。方向としてはむしろ西ドイツのやうに——公営なんて一つもないのですから。それは政党が推進し、国民の政治意識の水準も高い、そういう状態

律を、取り締まりや罰則をもつと緩和して、自由にして野放しにしないか——将来の問題とは別ですよ。十年、二十年、三十年の先の将来の問題は別ですよ。現在は、これを緩和して野放しにすることができないといふふうにお考えか、野放しにしてよろしいといふふうにお考えか。先に答弁しましたから、簡単に伺ひます。

○池田国務大臣 公述人が言われたことに對しまして、私がとやこう批判することにはできません。そうしてまた公述人がおつしやつたのを、前後ずつと合つてないかをお聞きになりたいのだから、今この改正案の方が罰則を強化している、これで十分でございますまいか。公述人がここで言われたことを、片言隻句をとつて私がどうこう言ふことは、今後の公聴会のあれから申しまして——私がとやこう意見を申し上げることは差し控えたいと思つてます。

○島上委員 もう一つだけ。これはあとでまたゆつくり大臣に伺ひますが、完全公営といふこと、もしくは完全公営に近い公営といふことは、公営以外の部分がそれだけなくなることでございませう。もし完全公営といふことになれば、公営以外の選挙運動はゼロになることですよ。かりに九五公営ならば、五公しか公営でない選挙運動はないといふことですよ。私は、方向としてはそれは間違ひだと思つて、方向としては、個人の運動から政党の運動へといふことが一つ。それから国民が自由満ちた選挙運動に参加できるように、弊害のない部分について自由満ちた国民が選挙運動ができるようにするといふことは、これは公営ではないのです。完全公営ならば、公営以外の部分はなくなるということなんだから、完全公営はソレと同じです。これは言葉をかえて言えば完全官営なんですよ。方向としてはむしろ西ドイツのやうに——公営なんて一つもないのですから。それは政党が推進し、国民の政治意識の水準も高い、そういう状態

○池田国務大臣 公述人が言われたことに對しまして、私がとやこう批判することにはできません。そうしてまた公述人がおつしやつたのを、前後ずつと合つてないかをお聞きになりたいのだから、今この改正案の方が罰則を強化している、これで十分でございますまいか。公述人がここで言われたことを、片言隻句をとつて私がどうこう言ふことは、今後の公聴会のあれから申しまして——私がとやこう意見を申し上げることは差し控えたいと思つてます。

○島上委員 もう一つだけ。これはあとでまたゆつくり大臣に伺ひますが、完全公営といふこと、もしくは完全公営に近い公営といふことは、公営以外の部分がそれだけなくなることでございませう。もし完全公営といふことになれば、公営以外の選挙運動はゼロになることですよ。かりに九五公営ならば、五公しか公営でない選挙運動はないといふことですよ。私は、方向としてはそれは間違ひだと思つて、方向としては、個人の運動から政党の運動へといふことが一つ。それから国民が自由満ちた選挙運動に参加できるように、弊害のない部分について自由満ちた国民が選挙運動ができるようにするといふことは、これは公営ではないのです。完全公営ならば、公営以外の部分はなくなるということなんだから、完全公営はソレと同じです。これは言葉をかえて言えば完全官営なんですよ。方向としてはむしろ西ドイツのやうに——公営なんて一つもないのですから。それは政党が推進し、国民の政治意識の水準も高い、そういう状態

○池田国務大臣 公述人が言われたことに對しまして、私がとやこう批判することにはできません。そうしてまた公述人がおつしやつたのを、前後ずつと合つてないかをお聞きになりたいのだから、今この改正案の方が罰則を強化している、これで十分でございますまいか。公述人がここで言われたことを、片言隻句をとつて私がどうこう言ふことは、今後の公聴会のあれから申しまして——私がとやこう意見を申し上げることは差し控えたいと思つてます。

○島上委員 もう一つだけ。これはあとでまたゆつくり大臣に伺ひますが、完全公営といふこと、もしくは完全公営に近い公営といふことは、公営以外の部分がそれだけなくなることでございませう。もし完全公営といふことになれば、公営以外の選挙運動はゼロになることですよ。かりに九五公営ならば、五公しか公営でない選挙運動はないといふことですよ。私は、方向としてはそれは間違ひだと思つて、方向としては、個人の運動から政党の運動へといふことが一つ。それから国民が自由満ちた選挙運動に参加できるように、弊害のない部分について自由満ちた国民が選挙運動ができるようにするといふことは、これは公営ではないのです。完全公営ならば、公営以外の部分はなくなるということなんだから、完全公営はソレと同じです。これは言葉をかえて言えば完全官営なんですよ。方向としてはむしろ西ドイツのやうに——公営なんて一つもないのですから。それは政党が推進し、国民の政治意識の水準も高い、そういう状態

○池田国務大臣 公述人が言われたことに對しまして、私がとやこう批判することにはできません。そうしてまた公述人がおつしやつたのを、前後ずつと合つてないかをお聞きになりたいのだから、今この改正案の方が罰則を強化している、これで十分でございますまいか。公述人がここで言われたことを、片言隻句をとつて私がどうこう言ふことは、今後の公聴会のあれから申しまして——私がとやこう意見を申し上げることは差し控えたいと思つてます。

になれば、公営と称して官営の選挙の部分を含んだん少なくていい、政党がやる選挙運動、政党に属しない国民がやる選挙運動の幅を広げていく、これが方向であるべきだと思ふのです。それに対する考え方を聞きたい。これで終わります。

○池田国務大臣 これは選挙の官営とか公営とか、いろいろな言葉の問題があるようにございますが、これは今われわれとしては個人中心であつたり、経費その他についても国の見る場合が少なくて、こういうものはやはり国で相対見していくことが選挙の公営といわれておるのでございます。今ここの選挙法で官営公営かという議論は、しばらく先にいたしたいと考えております。

○島上委員 総理はわからないようです。自治大臣にあつては質問しますから、よく勉強して下さい。

○加藤委員 次に井堀繁男君。

○井堀委員 ただいままで政府の説明なり総理大臣の御答弁の中でわれわれの重視しておりますのは、選挙制度審議会の答申を尊重するという一点にあつたと思ふのであります。そこで、選挙制度審議会の答申の中で、はなはだしく相違しております点に気づきましたので、その点を一、二お尋ねしてみたいと思ふのであります。

一つは、社会党が修正案によつて補充しようとしております三つの点があげられております。その一つは、高級公務員の立候補制限を参議院の全国区において行なうという第一委員会の答申であります。これは全く政府は見送つております。社会党はこれを修正の形で提案をしておられるわけであり、第二委員会の連座制の強化と政治

資金の問題であります。これは程度差になるかと思ふのであります。けれども、この点はきわめて重要な内容になりますので、この点をお尋ねしてみたい。最後に、第三委員会の問題について、多少部分的にお尋ねをしてみようと思ふのであります。

第一委員会の高級公務員の立候補の制限の問題は、私どもは、まだ非常な欠点のある答申であるのではないかとすら思ふくらいです。しかし、まず参議院の全国区の場合にこれを適用してみたらどうかという意味の答申であると理解しております。従つて、問題がありまゝ点については、今まで相当論議もして参つておりますので、焦点は明らかにしたと思ふのであります。が、こういうように、高級公務員があるいはこれに類する人々が公の地位を利用したり、あるいはそういうものが選挙に利用されることを禁ずることは当然だと思ふのであります。この点を漏らされたことは、私は千慮の一失だと思ふのであります。多少困難がありましても、答申案を尊重するという点になりますと、こういう点はまづ先に取り上げるべきではなかつたか。

それから、時間がありまゝから二つ一緒にお尋ねをいたしますが、連座制強化の問題は、先ほども論議がありましたように、確かに一つの強化の方向に踏み出したといふことは、程度の差であると思ふますが、しかしこの問題について、私は次のことをちよつとお答えをいたしたいと思ふのであります。これは何人も、取り締まりを強化したり、制裁が強化することは望ましいことではないことは、みな意見の一致しておるところであるけれども、今日の腐敗した選挙を肅正していくた

めのやむを得ざる切開手術である、必要悪であるという前提であります。限りにおいて、その制裁が必ず法律の精神を貫くように、最善の措置が同時にとられなければならないものと判断しておるのであります。今までの審議の上では、どうしても総理にお答えいただく問題となつたと思ひます。現在の政府原案にいたしまして、制裁が強化されるのであります。連座制が強化される点については、私は確かに一つのいい点だと思ひますが、その場合に、その犯罪の実態をどうして把握するか。すなわち捜査でありますとか、あるいは検挙、摘発といったような忌まわしいものがつきまとうことは、制裁を強化すれば必然のことであると思ひます。ところが、このことに対して今までのたゞしのであります。これに對する何らの措置が行なわれていないのは、結局この法律は空文化する危険性がある。それから、運の悪いのがひつかかるといふような、まことに不合理な形が露骨になつてくる。でありますから、どうしてもやはり選挙関係の取り締まりあるいは捜査などについては、人権をもちろん尊重しながらでありますから、非常に高度の技術と工夫の要る犯罪捜査になつてくるのであります。これについて特別の予算措置などが必要で、これに對する機構の改善などが伴つてきて初めて納得のできるものと思ふのであります。これが今までの質疑応答の中では政府に用意がありません。これは内閣の首班として、一つの判断を伺つておく必要がある問題だと思ひます。

まず、この二点について、政府の所見を伺いたいと思ひます。

○池田国務大臣 高級公務員の立候補制限につきましては、いろいろわれわれも考えたのでございます。これは高級下級といふことよりも、公職の地位を利用してやることがいけない。私はこれで大體目的を達し得ると考えておるのであります。

第二の、人権の尊重といふことはもちろん必要でございますが、やはり取り締まりは十分厳重にやつていかなければならない。ただ私は、今の取り締まりの状況を見ましても、衆議院選挙、参議院選挙につきましても、非常にその取り締まりがあれでございまして、地方選挙につきましても非常にルーズなんじゃないかという気がいたしておるのであります。そういう点につきましても、私は自治大臣にもこの前も申しましたが、このことに対しては、選挙といへば衆議院、参議院に限らず、地方選挙につきましても十分取り締まりをしていかないと、やはり選挙といふものを、何と申しますか、軽く見るような風潮が起つてはいかぬと思ひます。人権の尊重は当然でございますが、取り締まりの厳正は、これまた選挙の公正、公明のためにも必要な措置と考えております。

○井堀委員 この法律の改正に伴ひまして、必然的にやはりそういうものの制度も改善されなければならぬといふことをお認めのようでありまゝです。しかるべく措置が行なわれるものと判断して、了承したいと思ひます。その次にお尋ねをしたいと思ひます。それは、第一の問題について、高級公務員あるいはその他でしょうが、そういう地位を云々されるというところは当然のことではあります。法律に規定するといふ点について非常に困難なるこ

と、われわれもよく理解しております。しかし、これは一つには、自衛せしめるための適切な表現でないかと思ひますが、要するに一罰百戒といったような性質のものではないか。だから、参議院の全国区だけに限つた。私は全国区だけではないと思ひます。衆議院の場合でも、あるいは参議院の地方区の場合でも、一つの現実の問題をお答え願へばよくわかる。まあ人の名前は避けたいと思ひますが、某政務次官を最近までやつておられて、地方区の立候補者で猛烈な運動をなさつておる。この方は、長い間その省の監督指導の地位にあつたのであります。特にその筋ではエキスパートであります。でありますから、もちろん人徳もあると思ひますけれども、そういう当時のことからだと思ひますが、目に余るような動きが活発であります。お気づきでないとするならば――これは労働省所管であります。でありますから、基準監督署のような動き方というものは、選挙には非常に大きな影響力を持つておる。これは現実に行なわれておるのであります。こういうような事実をどう自衛していくかといふことから、こういう法律を設けたらどうかといふことを答申してきたものと判断するのであります。まず随分始めるといふことになれば、政府自身がこういう問題に對して自衛をするような――これはまあ政党の方の責任でもあると思ひますが、そういう意味で、私は、参議院の全国区に限つてこういう規定をするといふことは、ある意味においてむごいようではありますけれども、そういう一つの罰則規定といひます。制限規定というよりなものは、そういう者に自衛せしめるのに大きな役

割を持つて思ふのでありますが、総理はこういう点に対してどう御判断でありましようか。

○池田国務大臣 先ほど来申し上げましたごとく、今の全国的なものか、地方的のものかというよりも、やはり地位を利用する、過去の経歴がものを言うことは、これはやむを得ぬ。これは人柄の、人についてのものでもあります。しかし、地位を利用するということは、選挙の公明を欠くことになりまうので、それを押えることが一番じゃないかと思ひます。

○井堀委員 次に御尋ねたいと思いますが、第三委員会の問題であります。第三委員会の問題は、今度の委員会でも一番多く議論され、また、政府が提案するにあつて、答申案をよけて通つた、三つの、たとえば政治資金規正法にいたしましても、あるいは罰則制規定の強化についても、非常に苦んで立案されておる点がよくわかる。しかし、それは一方に国民の自覚を徹底せしめるということ、政党並びに候補者の自覚を強く要求しておるところに、こういう罰則規定の意味があると思ふのであります。そういう点からいまして、罰則規定は、踏み出すときはきびしいがいい。その時期に当面した候補者なり、あるいは連累者なり、あるいはそれに関連をさせられた者もあるかもしれないが、そういうものを一掃するためには、やはり踏み出すときにはきびしい規定が必要であるという点について、私は答申案を全面的に支持しておるわけでありまう。それを緩和したら、その精神はくずれてしまふ。しかし、それよりは他の方法でということになれば、私は第三委員会の問題だと思ふ。第三委員会の問題の中

で、国民の自覚を徹底せしめるための運動と、それから政党なり候補者に自覚を要求する関係とが同時に起つておると思ふ。すなわち、国民の自覚を徹底するということは、関心を高めるといふことにもなるわけであらう。でありますならば、この委員会が要求してありますように、選挙犯罪に対するもの、考え方、扱い方、その中で政府がまず率先してやるべきことを指示してありますのは、恩赦の取り扱いなどについては、選挙違反については慎重な考慮を払ふというようなことは、一つの私は教えたと思ふのです。これはすく政府の考え方を聞きたい国民の要請でもあると思ふ。

また、裁判の促進をはかれないといふことも、連座制の問題と関連して離すことのできないものです。そういたしますと、今日の裁判がおくれるということ、これは、こういうものに対する裁判官の人数の問題その他の関係があると思ひます。ですから、どうしても政府はこれに対する財政的な措置をとらなければ、答申にこたへることにならないと思ふ。もし先ほどの質問者に答弁されたように、できるだけそういつたような選挙制度全体を明るくして前進せしめるという一般の要望にこたへるとすれば、今日のより比較的財政余力のできた現状において予算を思い切つてとることによつて、この答申にこたへる結果になると思ふのであります。これは総理でないと御答弁ができません。そういう財政的な措置、しかも大幅な財源要求をされておるのであります。この点に対する政府の見解を一つ伺つておきます。

○池田国務大臣 公明選挙を徹底する場合におきまして罰則の強化、取り締まりの強化、これも必要でございますが、お話の恩赦の点、これは従来いろいろ議論があつたところでございませう。私はこういう一般の要望につきましては十分承知いたしております。今後こういう問題につきましては、よく考慮いたしたいと思ひます。

第二の裁判の促進、これはこの選挙違反ばかりでない、一般にどうしても裁判というものを促進しなければならぬ、こういうのでわれわれ努力いたしておるのであります。ことにこの選挙法につきましても、私はその必要性を痛感いたしております。従いまして、裁判官の任用その他待遇につきましても、今政府として十分検討いたしております。この選挙法の改正ばかりでなく、ほかの問題につきましても、裁判官の不足といふことは強く叫ばれておるのでございませう。今後、この点につきましても善処いたしたいと考えております。

○井堀委員 次に、第三委員会の答申の中で最も重視されておりますのは、「学校教育及び社会教育の充実」という見出しで、内容についてもかなりしさいな指示を与えておるのであります。これはせんがう、ここに文部省の關係局長に御出席を求めて内容を伺つたのです。学習指導要領の中などに改善を加えて、この趣旨に沿うように述べられておりましたが、このことは当座の間に合はぬと思ふ。それでは次の参議院や衆議院の選挙にはすぐ役立つのでありますけれども、このことは日本の選挙制度あるいは民主主義、議会主義の基礎を基礎づけていく重要な事柄だと思ふのであります。従来、この委員会でもこういう問題が取り上げられたことはなかつたのです。

○池田国務大臣 先ほどから申し上げておりますように、選挙が公明に行なわれなければならぬことは申すまでもありません。それに対して、選挙に對しての関心を与へ、これが公正に行なわれることが民主主義発展の基本であるといふことを、私はやはり小学校、中学校あるいは高等学校におきまして指導していくことは必要なことであると考へております。従いまして、文部省におきましてもそういう方向で進んでいと思つております。

○井堀委員 次に、公民教育の中で、この前関係者には要望しておきましたが、これは総理にぜひ一つ実行していただきたい。それは公民館とか、あるいは社会教育の中では、婦人あるいは青年の学習活動といふものが社会教育法によつて一定の指示は与えておられますけれども、事実は全く地方は乱脈であります。この間もちよつと事実を取り上げて言つたのでありますが、特定の政党の幹部が公民館の館長の地位にあるといふことは、こういうふうに法律の上でも明確になつてきた際においては、要するに世間のいたづらな疑いを受けるだけであつて、本人がかりつぱな人でありましても、そういうものは遠慮すべきであると思ふが、かなり多くの地域にそういうものが見受けられる。もし公民館の館長を、衆議院や参議院の候補者にかつてはなり、今後もなろうといふような人が勤めておりましたと、この人は言うまでもなく世間から疑われます。神でない限り、その間違ひは起こしやしないので、こういう点は当然改めていかなければならぬ問題だと思ふ。まずこういうような点を正し、そして改めていかなければならぬ問題について、改善をすぐ行なうべきじゃないか。

○池田国務大臣 先ほどから申し上げておりますように、選挙が公明に行なわれなければならぬことは申すまでもありません。それに対して、選挙に對しての関心を与へ、これが公正に行なわれることが民主主義発展の基本であるといふことを、私はやはり小学校、中学校あるいは高等学校におきまして指導していくことは必要なことであると考へております。従いまして、文部省におきましてもそういう方向で進んでいと思つております。

それから、時間がありませんから、もう一つ最後にお答えを願つておきたいと思ひますが、私がこの答申案の中で一番重視しておりますのは、第三委員会の最後のところ、公明選挙推進のため、あるいは選挙管理委員会の強化その他のために、大幅な予算財源を用意すべきことを強調しております。これは特に現在の予算額が

まりに僅少であるということをびたり断言している。そして大幅な増額ということをわざわざうたっている。そうして地方末端にまでそのことを徹底させることを要請しております。このことが用意されなければ、何は尊重するとか言いまして、特にこの第三委員会の問題は意味をなさなくなる。これは非常に重要な点だと思ひます。それから、この二点について一つ御答弁をいただきたい。

○池田国務大臣 公民館のような公的機関のものに政党色が入るということは、私はこれは慎まなければならぬことだと考えております。

御質問の第二の、公明選挙運動に對しましての予算の盛り方、これは私は、三十六年度におきまして三十五年度のほとんど倍額をあれしまして、三十七年度にもまた増額いたしまして、そしてまたこの予算の執行につきましても、各地方団体がまちまちでございますから、私はひもつきと申しますが、とにかく自治省におきまして公明選挙にこれだけは使えというふうな指示を与えるようお願いしたような状況でございます。今後第三委員会のあの答申につきましては、十分われわれは傾聴いたしまして進んでいきたいと思ひます。

○井堀委員 以上で私の質問を終わるわけですが、時間が無いので、すから無理でありましたが、とにかく私は、答申案を尊重するということは、この際与野党いずれも責任を持つて当たらなければならぬと思うのであります。というのは、法律で答申案を尊重するからというのを書いたとか書かぬとかいうことよりは、ああいふ制度というものは、民主主義制度のもと

における最も留意しなければならぬ組織でもあります。機構でもありますから、そういうものの答申が完全に行なわれて、私は結果が悪くてもそうするといふ行き方の方が当然だと思つておつたのであります。先ほども御指摘いたしましたように、社会党からあのような大幅な修正を要求されなければならぬような事態は、まことに面目ない次第だと思ひます。ぜひ一つ政府・与党の方でも、その精神を尊重するといふ総理大臣の答申の精神に従つて、今からでもおそくないと思ひますが、私は社会党の修正案にも満足しておるものではありませんが、政府原案よりはるかに答申案に接近したものとて敬意を表しておるわけであります。こういう点は、私は超党派的に合意して、そういう意味での修正を行なわれるということが望ましいと思ひます。後退するようなことはいささかもあつてはならぬと思うのであります。こういう点については、一つぜひ政府原案についても、われわれの意思を十分尊重して修正の機会が与えられるよう要望して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○加藤委員長 これにて内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

○加藤委員長 この際お諮りいたします。理事であります坂本泰良君より、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

つきましては、理事一名が欠員となりましたので、その補欠選任を行なわなければなりません。先例により、委員長においてその補欠を指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、理事に堀昌雄君を指名いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時十七分休憩

「休憩後は会議を開くに至らなかった」

昭和三十七年四月二十三日印刷

昭和三十七年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局